

住民監査請求の手引

目次

- Q1 住民監査請求って何ですか？
- Q2 監査請求の対象となるのはどのような事柄ですか？
- Q3 1年以上経過していても監査請求できる「正当な理由」とは何ですか？
- Q4 監査請求はどのような方法をするのですか？
- Q5 監査請求は誰ができるのですか？
- Q6 請求書は、どのように作成したらいいのですか？
- Q7 監査請求の書面はどこに提出すればいいのですか？
- Q8 請求の結果に不服がある場合には、どうしたらいいのですか？
- Q9 監査請求の手続はどうなっていますか？

Q1 住民監査請求って何ですか？

住民監査請求は、住民が、地方公共団体の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が、違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。

(地方自治法(以下「法」という。)第 242 条)

Q2 監査請求の対象となるのはどのような事柄ですか？

監査請求をすることができるのは、次に掲げる市の財務会計上の行為についてです。

- (1) 公金の支出
- (2) 財産(土地、建物、物品など)の取得・管理・処分
- (3) 契約(工事請負、物品購入など)の締結・履行
- (4) 債務その他の義務の負担(借入金など)
- (5) 公金の賦課・徴収を怠る事実(市税の徴収を怠る場合など)
- (6) 財産の管理を怠る事実(損害賠償請求を怠る場合など)

上記の(1)～(4)は、それぞれの行為が行われることが相当の確実で予測される場合も対象となります。

これらの行為の日から1年以上経過している場合は、正当な理由がない限り請求することはできません。

Q3 1年以上経過していても監査請求できる「正当な理由」とは何ですか？

次の3つの要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 請求の対象となる行為が秘密裡に行われたものであること。
- (2) その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったといえること。
- (3) その行為を知ってから相当の期間内に監査請求していること。

相当な期間内がどのくらいの期間なのかは、それぞれの事実により異なります。1 年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、正当な理由の存在を説明していただく必要があります。

Q4 監査請求はどのような方法ですか？

所定の書面(Q6 に掲載)を作成して行うこととなります。

請求の際には、違法または不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。事実証明書の例は、公文書開示請求により開示を受けた文書の写し、新聞記事の写しなどです。

Q5 監査請求は誰ができるのですか？

請求できるのは、古河市内に住所を有する方です。1 人でも複数人でも請求することができます。また、市内に所在する法人も監査請求することができます。

Q6 請求書は、どのように作成したらいいのですか？

請求書の様式及び記入例は次のとおりです。

様式 1 (法第 242 条、同施行令第 172 条、同施行規則第 13 条)

古河市職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員に)関する措置請求の要旨

1.請求の要旨

○次の事項について記載してください。

- ・誰が(請求の対象機関・職員)
- ・いつ、どのような財務会計行為を行っているか。
- ・その行為は、どのような理由で違法・不当なのか。
- ・その結果どのような損害が市に生じているのか。
- ・どのような措置を請求するのか。

2.請求者

住 所

氏 名(自署)

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

年 月 日

古河市監査委員 あて

- (注 1) 縦書きでも差し支えありません。
- (注 2) パソコンなどで作成した場合でも、氏名は必ず自署してください。
- (注 3) 請求書には、違法又は不当とする行為の事実証明書(新聞記事などでも可)を添付することが必要です。
- (注 4) 請求書は、古河市監査委員事務局に直接持参するか又は郵送してください。
- (注 5) この請求に伴って収集する個人情報は、この請求に対応するとともに、住民監査請求の状況等を把握し、個人情報の保護に資するために利用します。
- ※ ご不明な点は、古河市監査委員事務局までお問い合わせください。

Q7 監査請求の書面はどこに提出すればいいのですか？

請求書は、古河市監査委員事務局まで、直接書面を持参するか、または郵送してください。

担 当	古河市監査委員事務局
電 話	0280-22-5111 (内線) 2701
住 所	〒306-8601 古河市長谷町 38 番 18 号

※監査請求に関する問い合わせなども、上記にお願いします。

Q8 請求の結果に不服がある場合には、どうしたらいいのですか？

住民訴訟を提起することができます。(※)

※ 住民訴訟を提起できるのは、住民監査請求をした住民の方です。(法第 242 条の 2 第 1 項)

※ 住民訴訟を提起できる条件と出訴期間は次のとおりです。(法第 242 条の 2 第 2 項)

住民訴訟を提起できる条件	出訴期間
監査結果又は勧告内容に不服があるとき	監査の結果又は勧告内容の通知があった日から 30 日以内
監査委員の勧告を受けた執行機関等の措置に不服があるとき	当該措置に係る監査委員の通知があった日から 30 日以内
監査請求の日から 60 日を経過しても監査又は勧告を行わないとき	60 日を経過した日から 30 日以内
勧告を受けた執行機関等が勧告に示された期間内に必要な措置を講じないとき	勧告に示された期間を経過した日から 30 日以内

Q9 監査請求の手続はどうなっていますか？

住民監査請求手続きの流れは、次のようになります。

